住所・名義が変わったら！！

バイク・軽自動車の変更手続きのお願い

住所を変更したときは、

バイク・軽自動車の変更手続きもしましょう。

住民票を変更しても、バイク・軽自動車の登録内容は変わりません。

バイク・軽自動車を廃車したり、下取りに出したり、または住所に変更があった場合に変更手続きをしないままでいると、引き続き課税されたり、納税通知書が変更前の住所へ送られたりして、支障をきたすことがあります。下記のものを持参の上、各手続きを行って下さい。

◆ 各種手続きをお願いします ◆

	手続きの内容		手続きに必要なもの	手続き場所（問い合わせ先）
◆原動機付自転車 総排気量 （125cc以下） ◆小型特殊自動車	登録	販売店から車両の購入	1 販売店の販売証明書（または譲渡証明書） 2 自賠責保険証 （期限が切れていないもの） 3 窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等	各市町村役場 または 南風原町役場 税務課 （098）889-4413
	抹消	抹消の手続きを行う場合	1 標識交付証 2 ナンバープレート ※紛失の場合は遺失物届受理番号票 ※盗難の場合は盗難事件受理番号票 3 窓口申請者の身分証明書	
	住所変更	他市町村で登録した車両を廃車して転入した場合	1 廃車証明書 2 自賠責保険証 （期限が切れていないもの） 3 窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等	
		他市町村で登録した車両を廃車せずに転入した場合	1 標識交付証 2 自賠責保険証 （期限が切れていないもの） 3 ナンバープレート 4 窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等	
	名義変更	廃車済の車両を譲り受けた場合	1 廃車証明書 2 自賠責保険証 （期限が切れていないもの） 3 窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等	
		廃車していない車両を譲り受けた場合	1 標識交付証 2 自賠責保険証 （期限が切れていないもの） 3 ナンバープレート 4 窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等	

【注】南風原町では所有者が18歳以下の場合、保護者の同意が必要になります。申請書に保護者氏名・印鑑（スタンプ式は不可）・連絡先の記入が必要になります。※場合によっては電話確認をとります。

※盗難、廃車、名義変更等の手続きは、お忘れなく早めに行って下さい。
また、業者など代行者に依頼されるときは、必ず手続き完了の確認をしてください。
※ バイク・軽自動車は4月1日の持ち主に課税されます。年度末の変更には注意が必要です。

軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車については、市町村役場で変更手続きを行うことはできません。
下記の対象内容と手続き場所を確認し、念のため電話などで必要書類等について軽自動車検査協会または陸運事務所へお尋ねください。

対象	住所変更の場合	名義変更の場合	抹消の場合	手続き場所 （問い合わせ先）
◆軽自動車	・自動車検査証 ・新住所の住民票 （3ヶ月以内のもの）	・自動車検査証 ・新名義人の住民票 （3ヶ月以内のもの）	・自動車検査証 ・ナンバープレート ※紛失の場合は、遺失物届受理番号票 ※盗難の場合は、盗難事件受理番号票	軽自動車 検査協会 050-3816-3126
◆軽二輪車 （126cc-250cc） ※車検なし	・届出済証 ・新住所の住民票 （3ヶ月以内のもの） ・自賠責保険証明書	・届出済証 ・新名義人の住民票 （3ヶ月以内のもの） ・自賠責保険証明書	・届出済証 ・ナンバープレート ※紛失の場合は、遺失物届受理番号票 ※盗難の場合は、盗難事件受理番号票	陸運事務所 050-5540-2091
◆小型二輪車 （250cc超） ※車検あり	・自動車検査証 ・新住所の住民票 （3ヶ月以内のもの）	・自動車検査証 ・譲渡証明書 ・新名義人の住民票 （3ヶ月以内のもの）	・自動車検査証 ・ナンバープレート ※紛失の場合は、遺失物届受理番号票 ※盗難の場合は、盗難事件受理番号票	陸運事務所 050-5540-2091

※氏名変更があった場合は、戸籍謄抄本等の書類が必要となります。詳しくは検査協会及び陸運事務所へお問い合わせください。

軽自動車検査協会

【住所】〒901-2134
沖縄県浦添市字港川512－12
【電話】050－3816－3126
【受付時間】8:45～11:45
13:00～16:00
※土曜、日曜、祝日、年末年始は休業日

沖縄総合事務局 陸運事務所
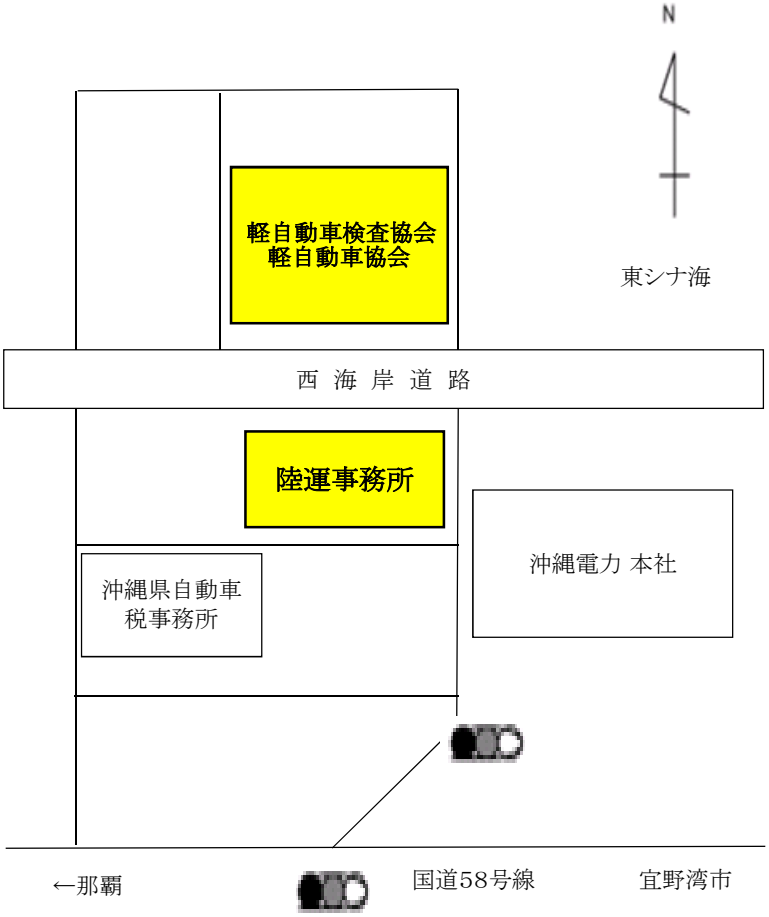
【住所】〒901-2134
沖縄県浦添市港川512－4
【電話】050－5540－2091
【受付時間】内容により異なります。
直接お問い合わせください。
※土曜、日曜、祝日、年末年始は休業日